

福岡県公報

平成二十年九月八日
第二千八百七十一号
増刊 ①

目次

告示(第千四百五十五号)

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

(広域地域振興課) …………… 一

告示

福岡県告示第千四百五十五号

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年九月八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県地域総合整備資金貸付要綱(平成二年八月福岡県告示第千三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「地域経済活性化対策実施要綱(平成十五年四月二十一日総行自第五十七号総務事務次官通知)に基づき選定された「地域経済活性化対策推進地域」又は「

を削り、「特定地域経済活性化対策推進地域」の下に「又は「地域再生計画認定地域」(内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置(地域再生に係る日本政策投資

銀行の低利融資を含む。)を活用するために地域再生法(平成十七年法律第二十四号)に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)」を加える。

第十三条第五号中、「会社整理開始」を削る。

附則第二項中「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改める。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）